

定 款 変 更 (案)

1. 変更の理由

平成 28 年 6 月の法改正への対応及び円滑な運営のため、定款を改めるものである。

2. 変更の内容

現 行 (旧)	変 更 後 (新)
<p>第 1 条～第 24 条 省略</p> <p>第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。</p> <p>第 26 条～第 33 条 省略</p> <p>第 34 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の 14 日前までに通知しなければならない。</p> <p>第 35 条～第 54 条 省略</p> <p>第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>第 1 条～第 24 条 省略</p> <p>第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。</p> <p>第 26 条～第 33 条 省略</p> <p>第 34 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の 14 日前までに通知しなければならない。</p> <p>第 35 条～第 54 条 省略</p> <p>第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。(平成 29 年 月 日)</p>